

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年7月6日（平成30年（行個）諮問第124号）

答申日：平成30年11月12日（平成30年度（行個）答申第133号）

事件名：本人に係る「「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令（案）」の公表について」に対する意見の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

2016年5月22日付け「「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令（案）」の公表について」に対する意見（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年8月21日付け金総第5789号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

（前略）

同じ行政文書の開示において、同一ではない文書の開示の実施が行われている。

情報開示の過程に、繰り返し不正があった。

金融庁は、「情報を開示できなくしている間」に、文書を偽造・ねつ造・改ざんした。

文書が同一ではないのに「上記行政文書についてねつ造・改ざんの事実はなく、訂正すべき事項はない。」と訂正をしなかった。

2016年5月22日付け（1通目）パブリックコメントの文書の一番上の受け付けた職員の氏名が、「特定職員B」だった文書を、「特定職員A」に改ざんしたのは金融庁である。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。

過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

2016年5月22日付け（1通目）パブリックコメントの文書の一番上の受け付けた職員の氏名を、「特定職員B」に訂正するように申し立てます。

（後略）

## （2）意見書

（前略）

金融庁は組織的・計画的に計画して実行した不正を、理由説明書で、一切説明していない。

2016年5月22日付け（1通目）の開示の実施をしなかった理由を回答していない。

2016年5月22日付け（2通目）と、2016年5月23日付けの宛先の職員の氏名を不開示にして開示の実施をした理由を回答していない。

全部開示の決定の文書が、全部開示されていない状態で、訂正請求をしなければならなかった。

金融庁の情報開示は、重大かつ明確な瑕疵がある。

3回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求の審査請求書が、諮問番号 平成30年（行個）諮問第121号。

1回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求の審査請求書が、諮問番号 平成30年（行個）諮問第124号。

金融庁が1回目の開示請求で決定のあった文書の開示の実施をしなかったため1回目の開示請求で開示の実施があった文書の訂正請求書の日付が3回目より後になっている。

決定のあった文書の開示の実施をしない時点で不自然でおかしい。

（中略）

一番上に記載されている職員の氏名が何なのか文書に記載がないため、2016年5月22日付け（2通目）と、2016年5月23日付けの記載と同じ「特定職員A」氏と訂正請求をした。

一番上の職員の氏名は、開示担当者の氏名であるとの説明は、理由説明書で初めて知った情報である。一番上の職員の氏名が違うとの、問い

合わせに対して一切返答がなかった。

訂正請求では、文書の一番上の職員の氏名と、宛先の職員の氏名を訂正請求している。

(中略)

審査請求書と、訂正内容を一部変更する。

文書の改ざんは犯罪であり、事実に基づき訂正しなければならない。

『訂正

宛先に記載されている職員の氏名は

総務企画局企画課調査室の担当「特定職員 A」氏と総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室の担当「特定職員 B」氏以外の、総務企画局企画課調査室の職員の氏名が記載されていた。

パブリックコメントを F A X で送れない期間があった事実を公表せずに隠ぺいした職員がいる。

全部開示の決定の文書に、不開示部分のある文書を作成するよう等、指示した職員がいる。

「特定職員 A」氏に確認することで、改ざん前に記載されていた職員の氏名は、簡単に特定できる。』

『訂正

2016年5月22日付け(1通目)には、宛先の職員に関する情報、パブリックコメントを F A X で送れない期間があった事実に関する情報が記載されていた。パブリックコメント以外の情報が記載されていた。』

(後略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成29年6月19日付け保有個人情報訂正請求(同月20日受付。以下「本件訂正請求」という。)に関し、処分庁が、法30条2項に基づき、原処分を行ったところ、これに対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件訂正請求について

##### (1) 本件訂正請求に係る保有個人情報について

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年8月12日付け金総第6406号により開示決定を受けた本件対象保有個人情報の一部について訂正を求めるものである。

##### (2) 本件文書について

本件文書は、金融庁が公表した「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」に対して、

審査請求人が電子政府の総合窓口から金融庁宛てに送信したパブリックコメントに関する意見であり、その体裁は、パブリックコメント受付専用メールアドレスからパブリックコメント受付担当者宛てに転送されたメールを出力したものである。

### (3) 本件訂正請求の対象

本件訂正請求は、本件文書の最上部に記載されている職員の氏名を当時の情報公開事務担当者の氏名に訂正するよう求めるものと解される。

## 2 原処分について

(1) 処分庁は、本件対象保有個人情報を訂正しない旨の決定を行った。

(2) 処分庁が上記(1)のとおり決定した理由は、「当該行政文書についてねつ造・改ざんの事実はなく、訂正すべき事項はない。」というものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求のとおり訂正するよう申し立てている。

## 4 原処分の妥当性について

### (1) 訂正請求対象情報該当性について

本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

そして、本件対象保有個人情報は、メール文である本件文書を出力した職員の氏名が記載されているものであるから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものと認められる。

### (2) 訂正の要否について

審査請求人は、本件対象保有個人情報が、本件開示請求と同一の開示請求に対して過去に処分庁から開示を受けた交付文書（以下「前回対象文書」という。）と、最上部の氏名の記載内容が異なることを理由に、本件文書の最上部の職員の氏名が改ざんされているとして、本件対象保有個人情報を、前回対象文書における最上部の職員の氏名（当時の情報公開事務担当者の氏名）に訂正するよう求めたものと解される。

しかしながら、上記(1)のとおり、本件文書の最上部にはメール文である当該文書を出力した職員の氏名が表示されるものであるところ、本件文書においては、パブリックコメントの受付担当者が自己の端末から出力したことから同文書の最上部に上記受付担当者の氏名が表示されたものである。他方、前回対象文書においては、情報公開事務担当者が当該受付担当部署から受領した前回対象文書を自己の端末から出力したことにより、同文書の最上部には情報公開事務担当者の氏名が表示され

たものである。

したがって、本件対象保有個人情報に係る記載は、「事実でない」とは認められず、本件訂正請求は、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

#### 5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思科する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 平成30年7月6日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年8月7日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年11月1日   | 審議            |
| ⑤ | 同月8日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が平成28年8月12日付け金総第6406号に基づき開示を受けた本件対象保有個人情報の一部について、別紙のとおり訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおり訂正をするよう求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

なお、審査請求人は、意見書において、本件訂正請求の趣旨につき、「本件文書の最上部に記載されている職員の氏名」（以下「本件対象訂正請求部分」という。）及び「メール宛先欄に記載されている職員の氏名」をそれぞれ訂正するよう求めているものである旨主張している。

しかし、本件審査請求においては、審査請求人は、上記第2の2(1)のとおり、本件対象訂正請求部分を審査請求の対象とする旨を明確に記載しており、当該主張は採用できない。したがって、本件審査請求は、本件対象訂正請求部分のみに係るものと解し、以下検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定される。

(2) 本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により、

処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

### 3 訂正の要否について

(1) 当審査会において、諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書は、審査請求人が電子政府の総合窓口から金融庁宛てに送信したパブリックコメントに関する意見であり、その体裁は、パブリックコメント受付専用メールアドレスから当該パブリックコメントに関する意見提出先窓口の担当者宛てに転送されたメールを出力したものであることが認められた。このうち本件対象訂正請求部分は、本件文書の最上部に記載されている職員の氏名であることから、当該部分は、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

#### (2) 検討

ア 本件対象訂正請求部分には、特定職員Aの氏名が記載されている。

イ 審査請求人は、本件対象保有個人情報と同一の保有個人情報の開示を求めた際に開示された保有個人情報（以下「別件対象保有個人情報」という。）においては、本件対象訂正請求部分に相当する部分に特定職員Bの氏名が記載されていたことから、本件対象訂正請求部分につき、パブリックコメントを受け付けた職員の氏名であり、特定職員Bに訂正することを求めていると解される。

ウ この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象訂正請求部分は、メール文である当該文書を出力した職員の氏名が表示される部分であって、別件対象保有個人情報については、当該パブリックコメントに関する意見提出先窓口の担当者である特定職員Aから本件文書の電子データの提供を受けた、情報公開事務担当者である特定職員Bがこれを自己の端末から出力したのに対し、本件対象保有個人情報については、特定職員Aがこれを自己の端末から出力したため特定職員Aの氏名が記載されている旨説明する。

エ 当審査会において、本件文書を確認したところ、その記載から諮問庁の上記ウの説明は首肯でき、本件対象訂正請求部分には、自己の端末から出力した者の氏名が記載されているものと認められる。

したがって、審査請求人の上記イの主張は、事実と反する情報の訂正を求めるものではないことから、当該部分につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するということはできない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とし

た決定については、本件対象保有個人情報、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由）

趣旨と理由 開示請求に対して、ねつ造・改ざんした情報を開示したことが明白であるため訂正を請求する。過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

（中略）

「平成28年12月24日付け保有個人情報開示請求書」で、「平成28年10月19日付け保有個人情報開示請求書」と同一の内容で開示請求をしている。

「平成28年12月24日付け保有個人情報開示請求書」に対する決定、金総第1395号 平成29年12月27日付け（全部開示）により、開示された文書 2016年5月22日付け（1通目）「受付番号201605220000370008 提出日時2016年05月22日22時14分」は文書の一番上、一行目 パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員B」

宛先の職員が 「特定職員A」になっている。

平成29年6月7日付け簡易書留（特定番号）に同封されていた文書では文書の一番上、一行目 パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員A」

宛先の職員が 「特定職員A」になっている。

「保有している情報は同一である」

「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。記録の改ざんは犯罪である。同じ文書を開示しているが、文書が同一ではない。

平成29年6月7日付け簡易書留（特定番号）に同封されていた文書は、偽造・ねつ造されたものである。

『訂正

文書の一番上、一行目 パブリックコメントの受け付けた職員 「特定職員B」

宛先の職員が 「特定職員A」』

（中略）

平成29年6月7日付け簡易書留（特定番号）に同封されていた文書と、金総第1395号 平成29年12月27日付け（全部開示）により、開示された文書は、同じ文書である。

内容が同一でなければおかしい。

文書のねつ造・改ざんを認めた上で、訂正するように申し立てます。

(後略)